

職長安全衛生教育のご案内

一般社団法人 群馬労働基準協会連合会

職長とは、班長、作業長等とも呼ばれ、事業場で部下の作業員を直接指揮監督し、作業の安全を確保するとともに作業の遂行に責任を持つ第一線の監督者のことで、安全のキーマンとも言われています。

当連合会では、作業中の労働者を直接指揮する「職長」を対象にした安全衛生教育を下記により実施することとしています。

ご案内のとおり、労働安全衛生法では、事業者が職長に対して当該教育を実施することを義務付けています。また、製造業（食料品、たばこ製造業、繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、印刷業を除く）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業を職長の教育を行うべき業種と定めています。

労働災害は、些細なことで発生しており、そのほとんどが十分防げるものです。

安全衛生管理体制を整備し労働災害防止の徹底を図るため、是非ともこの機会に対象者の受講方ご配慮いただきますよう、ご案内申し上げます。

記

1 日 時	平成30年3月22日（木）～23日（金）
2 会 場	勢多会館 前橋市南町4-30-3 ☎ 027-224-6692
3 定 員	60名
4 講習科目	作業方法の決定及び労働者の配置等 （2時間） 労働者に対する指導又は監督の方法 （2.5時間） リスクアセスメント （4時間） 異常時等における措置 （1.5時間） 職長として行うべき労災防止活動 （2時間）
5 申込方法	講習料13,824円（テキスト代及び消費税含む） 直接お申込みいただくか、口座振込みでお願いします。
6 その他	受付は、午前9時までに済ませて下さい。（時間厳守） 午前9時より5分間、オリエンテーションがあります。 全科目を修了した方には、閉講時に修了証を交付いたします。